

若者定住促進助成金交付申請チェックリスト

若者定住促進助成金の交付申請にあたり下記の要件に該当するかご確認ください。

資 格 要 件	<input type="checkbox"/> ① 若者夫婦世帯の方※1
	<input type="checkbox"/> ② 町内に定住（5年以上居住すること）する意思のある方
	<input type="checkbox"/> ③ 町内に住宅を所有していない方
	<input type="checkbox"/> ④ 町税等（国民健康保険税を含む。）の滞納がない方
	<input type="checkbox"/> ⑤ 住宅の取得が、4親等以内の者からの相続、譲渡、売買によるものでないこと
	<input type="checkbox"/> ⑥ 庄内町持家住宅建設祝金、新型コロナウイルス感染症対策住宅建設支援補助金の交付、次世代住宅ポイントを受けていない方
	<input type="checkbox"/> ⑦ 取得（完成）した住宅に入居後60日以内または、交付決定を受けた年度の3月20日のいずれか早い日までの期間に実績報告書の提出が可能である方 <div style="background-color: #cccccc; padding: 2px; text-align: center;">（翌年度に住宅を取得（完成）する場合は、翌年度の申請となりますのでご注意ください。）</div>
②～⑥は、世帯員全員がいずれにも該当する必要があります。	
申請者は、取得しようとする住宅の持分1/2以上になる方となります。	

交 付 申 請 額	新 築	町外居住者 ※2	（町外業者施工）	住宅取得費用の10%（上限額70万円）
			（町内業者※3施工）	// （上限額100万円）
		町内居住者	（町外業者施工）	// （上限額30万円）
			（町内業者施工）	// （上限額80万円）
	中古住宅	町外居住者	-	// （上限額50万円）
		町内居住者	-	// （上限額20万円）

【定 義】

※1「若者夫婦世帯」：申請時点で満46歳未満の夫婦または夫婦と子の世帯のことで、母子・父子世帯も含まれます。

（46歳以上の方が同居する場合は対象となりません。）

※2「町外居住者」：次のいずれかに該当する方です。

- ① 申請者および同居しようとする配偶者（事実婚、婚姻予定を含む。以下同じ。）のうちいずれかが、現に3年以上継続して町外に住所を有している方であるとき
- ② 申請者および同居しようとする配偶者のうちいずれかが、申請日から1年前以内に婚姻により庄内町に転入し、転入する直前に3年以上継続して町外に住所を有していた方であるとき
- ③ 申請者が、申請日の1年前以内に庄内町に転入した方で、町に転入する直前に3年以上継続して町外に住所を有していた方であるとき

※3「町内業者」：庄内町商工会に加入し、庄内町に法人町民税を納付している法人または個人事業者。ただし、下請負人がある場合は、下請負人の数かつ費用の1/2以上が町内業者の場合に限ります。